令和９・10 年度における林野庁及び森林管理局（署）等が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等に係る入札参加資格に関するお知らせ

林野庁

林野庁及び森林管理局（署）等が発注する「建設工事契約」及び「測量・建設コンサルタント等契約」の入札に参加するために必要な資格（以下「入札参加資格」）は、その有効期間を最長２年度としており、現在有効な入札参加資格は令和９年３月 31 日までとなっております。

このため、令和９・10 年度における入札参加資格の取得を希望される方は、下記をご確認の上、申請いただきますようお願いいたします。

なお、申請に当たっては、官報及び林野庁ホームページに掲載しております「競争参加者の資格に関する公示（令和９・10 年度分）」もご確認の上、ご対応いただきますようお願いいたします。

記

１　令和９・10 年度における資格申請について

(1)　令和９年４月１日から有効な資格を取得するための申請手続き

①　インターネット一元受付により申請いただく場合

国土交通省等 24 機関合同で行っております「令和９・10 年度競争参加資格審査（建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務）のインターネット一元受付」（以下「一元受付」）には、林野庁の入札参加資格も含まれておりますので、こちらを利用し申請いただきますようお願いいたします。

一元受付を利用した申請は、以下バナーをクリックしていただき、遷移先の特設サイトから申請いただくこととなりますが、詳細については、当該サイトに掲載されております「申請の手引き」をご確認ください。

なお、この場合の申請期間等は**表１**のとおりです。

※　以下のバナーをクリックしていただくと一元受付の特設サイトへ遷移します。

令和９・１０年度

インターネット一元受付

競争参加資格審査

②　電子メール又は郵送により申請いただく場合

一元受付による申請が困難な場合や、経常建設共同企業体の場合などで一元受付では処理が出来ないケースに該当する場合は、電子メール又は郵送にて申請を受付しておりますが、上記①とは申請期間等が異なりますので、**表２**をご確認の上、ご対応ください。

ア　申請に必要な書類及びその作成要領は、**表２**のリンク先からダウンロードが可能ですので、ご活用ください。

イ　申請書類は、貴社本店が所在する都道府県を管轄する森林管理局へ提出ください。各森林管理局が管轄する都道府県及び送付先（メールアドレス等）は、**表３**をご確認ください。

(2)　随時受付

１(1)②の申請期間経過後も、メール又は郵送により申請書類をご提出いただければ、受付・審査を行いますが、審査には１か月程度の期間を要しますので、申請いただくタイミングによっては、ご希望の入札に間に合わなくなる可能性があることをご承知おきください。

なお、この場合の申請方法及び提出先は、１(1)②に準じます。

２　資格確認通知書の発行について

令和５年度以降、事務運営の合理化及びペーパーレス化の観点から、林野庁の入札参加資格審査の結果に係る通知は行わず、林野庁又は各森林管理局のホームページに「競争参加有資格者名簿兼資格確認通知書」（以下「資格確認通知書」）を掲載することに替えさせていただいております。

このため、入札等で資格確認通知書が必要な場合に対応できるよう、以下ＵＲＬにおいて、「自社のみを検索し表示された画面」を保管いただきますようお願いいたします。

(1)　１(1)により申請された方の資格確認通知書は、令和９年４月１日に掲載を予定しております。

(2)　１(2)により申請された場合は、審査後に掲載となりますので、掲載（審査終了）予定時期については、申請書類提出先の森林管理局へご確認ください。

「競争参加有資格者名簿 兼 資格確認通知書」

https://www.maff-ebic.go.jp/rinya_meibo/

（令和９年３月 31 日までは令和７・８年度の有資格者情報となっております。）

３　変更届について

林野庁の入札参加資格を取得された後に、以下(1)の①～⑥のいずれかに該当することとなった場合には、速やかに、メール等により「変更届」及び「変更内容を証明できる公的な書類等の写し」を、ご提出いただきますようお願いいたします。

なお、「変更届」の様式は**表４**のリンク先からダウンロードが可能ですので、ご活用ください。

(1)　変更届の提出が必要となる場合

① 建設業法第 12 条（建設業法第 17 条において準用する場合を含む。）に該当することとなった場合（廃業等）。

② 契約を締結する能力を失った場合（予算決算及び会計令第 70 条参照）又は破産手続開始の決定を受けた（復権を得ない）場合。

③ 建設工事において、建設業法第３条に基づく建設業の許可を失った場合及び建設業法による監督処分を受けた場合。

④ 測量・建設コンサルタント等において、営業に関し法令上必要な資格を失った場合。

⑤ 総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）の有効期間が途切れてしまった場合（現に有効な総合評定通知書を取得していない場合）。

⑥ 住所、商号又は名称、連絡先、代表者氏名の変更及び許可・登録等の廃止（削除）が生じた場合。なお、「営業所」の名称、所在地及び電話番号等、営業所に関する変更の届け出は不要です。

(2)　変更届の提出先

資格確認通知書に記載されている「登録番号の頭文字（アルファベット）」によって提出先が異なりますので、**表４**をご確認の上、該当する森林管理局等にのみ書類を提出ください。

なお、登録（を希望）された局が複数であっても、アルファベットに対応する１局のみへの提出で結構です。

(3)　「許可・登録等の状況」に業種を追加する場合の取扱い

この場合は、変更届ではなく新規申請と同様の手続きが必要となりますので、改めて申請書類をご提出ください。

なお、この場合の申請方法は１(1)②に、提出先は３(2)に準じます。

(4)　変更届の処理期間等

変更届に係る処理は、書類の到着後、数日から 1 か月程度で完了します（「許可・登録等の状況」に業種を追加する場合は、これ以上の期間を要する場合があります）が、お急ぎの場合等は申請先の森林管理局等にご相談ください。

なお、**事務の省力化及び省資源化の観点から、書類の到着確認等を目的とした返信用封筒の同封はご遠慮いただき**、上記のホームページ（有資格者名簿兼資格確認通知書）にて状況をご確認いただくか、お電話での対応をご検討いただきますようお願いいたします。

表１　一元受付による場合の申請受付期間等

区分	受付期間
①パスワード発行申請	令和８年11月２日(月) ～ 令和８年12月28日(月)
②納税証明書の送信	令和８年11月２日(月) ～ 令和９年１月15日(金)
③申請書データの受付	令和８年12月１日(火) ～ 令和９年１月15日(金)
ヘルプデスク	【電話番号】 建設工事：052-300-2287 測量・建設コンサルタント：092-401-6640 【開設期間（共通）】 令和８年11月２日(月) ～ 令和９年１月15日(金) ※土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く （年末年始：12月29日～１月３日） 【受付時間（共通）】 ９：００～１７：００

表２　電子メール又は郵送による場合の申請期間及び申請書類

申請受付期間	
令和９年１月14日(木) ～ 令和９年１月25日(月) 電子メール：最終日受信分まで有効 郵　　送：最終日当日の消印有効	
建設工事	測量・建設コンサルタント
＜申請様式＞(EXCEL ： 179KB)	＜申請様式＞(EXCEL ： 92KB)
（作成要領）(PDF ： 276KB)	（作成要領）(PDF ： 277KB)

注１：ファイルはブラウザ上で編集はせず、ダウンロードしてからご使用ください。
注２：メール送信時の件名は「令和９・10 年度競争参加資格（工事・コンサル）の申請」としてください。
注３：郵送の場合は、封筒に「令和９・10 年度競争参加資格申請書　在中」と記載してください。

表３　各森林管理局の管轄都道府県及び申請書送付先

申請先 （管轄都道府県）	メールアドレス 郵送先住所
林野庁長官 （東京都及び千葉県） ※　工事の発注予定は、修繕工事のみ	rinya_kaikei1@maff.go.jp 〒100-8952 東京都千代田区霞が関１－２－１ 林野庁林政部林政課会計経理第１班
北海道森林管理局長 （北海道）	h_keiri@maff.go.jp 〒064－8537 北海道札幌市中央区宮の森３－７－70 北海道森林管理局経理課
東北森林管理局長 （青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県）	t_keiri@maff.go.jp 〒010－8550 秋田県秋田市中通５－９－16 東北森林管理局経理課
関東森林管理局長 （福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、静岡県）	ks_kanto_keiri@maff.go.jp 〒371－8508 群馬県前橋市岩神町４－16－25 関東森林管理局経理課
中部森林管理局長 （富山県、長野県、岐阜県、愛知県）	c_keiri@maff.go.jp 〒380－8575 長野県長野市大字栗田 715－５ 中部森林管理局経理課
近畿中国森林管理局長 （石川県、福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）	kc_keiri@maff.go.jp 〒530－0042 大阪府大阪市北区天満橋１－８－75 近畿中国森林管理局経理課
四国森林管理局長 （徳島県、香川県、愛媛県、高知県）	shikoku_shinsei@maff.go.jp 〒780－8528 高知県高知市丸ノ内１－３－30 四国森林管理局経理課
九州森林管理局長 （福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）	ky_keiri@maff.go.jp 〒860－0081 熊本県熊本市西区京町本丁２－７ 九州森林管理局経理課

表４　変更届の様式及び登録番号ごとの提出先

変更届(EXCEL ： 43KB)

ファイル中「留意事項」をご確認の上、作成ください。

提出先	登録番号		ホームページＵＲＬ
	建設工事	測量・建設コンサル	
林野庁	Y	Z	https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/chotatu/index.html
北海道森林管理局	A	C	https://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/publicsale/keiyaku/job/contract/sikakusinsei31.32/161102.html
東北森林管理局	D	E	https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/koukoku_kyoku/keiri/kyousousankasikaku.html
関東森林管理局	F	G	https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/121101_2.html
中部森林管理局	H	M	https://www.rinya.maff.go.jp/chubu/apply/publicsale/keiyaku_info/kensetu-kyousousankasikakusinsei.html
近畿中国森林管理局	N	P	https://www.rinya.maff.go.jp/kinki/apply/publicsale/nyusatu/20241030_R06-10.html
四国森林管理局	Q	R	https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/keiri/241030_shikakushinsei.html
九州森林管理局	T	U	https://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/kouhyou/kyososanka_sikaku/index.html

※　送付先（メールアドレス等）については、**表３**をご確認ください。

※　登録業種の追加による申請の場合も、登録番号に対応した提出先へ申請書類を提出ください。